

# 桜林小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応する必要がある。そのため、「いじめはしない、させない、見逃さない」を合言葉に取り組んでいく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の仲間との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場なくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりをしていく。

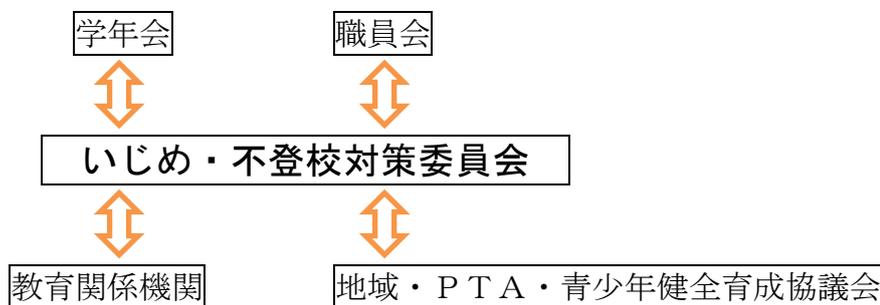
そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、いじめのささいな兆候や児童からの訴えを見逃さず、特定の教員が抱え込むことのないように、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭で構成する。必要に応じて、いじめに関わる児童に関係する教職員やスクールカウンセラーを加える。

<組織図>



### 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と、進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約や分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だより等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

### 3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

#### (1) いじめ未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心を育てる。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童が正しいネットの利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 担任を中心とした教員による児童の日常生活の観察を行う。  
※机を離す、からかう、きついものの言い方をする、物が壊される、欠席が多くなるなどのサインを見逃さない。
- イ いじめアンケート（6月末・11月末・2末）や教育相談を定期的に行い（7月・12月・3月）、児童の訴えを見逃さないように努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見、通報を受けたら、直ちに解決のための行動をとる。  
※発見者は担任や学年主任、生徒指導主任に、その日のうちに報告する。必要であれば、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、方針を決め、解決のために組織的に対応する。  
※5日以上たっても改善がみられない時は、再度委員会を開き、対応を考える。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、次ページの「重大事態対応のフロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取り組みになるように努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価、および保護者への学校アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

## 6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を行い、児童理解やいじめに対応する教職員の資質向上に努める。

(2) 「いじめ防止基本方針」は、HP で公表する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

### 【重大事態対応のフロー図】

重大事態の発生



教育委員会へ重大事態の発生を報告



教育委員会が調査の主体を判断

<学校が調査主体の場合>

#### ①学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

#### ②事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実や関係を調査する。

※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

#### ③いじめを受けた児童および保護者への適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

#### ④調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

#### ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。

※再発防止に向けた取り組みの検証を行う。

年間計画

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	○「桜林小学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○学年間の児童の情報交換	○いじめ防止の取り組みの児童や保護者への説明	○身体測定	○授業参観 ○個別懇談会
5月	○いじめ・不登校対策全体会	○特別支援学校との交流		○桜林教育を考える会
6月			○楽しい学校生活を送るために（いじめアンケート）	○健全育成協議会
7月	○教職員による取り組み評価アンケートの実施と検証		○身体測定 ○教育相談（全学級）	○三者懇談会
8月	○校内研修			
9月			○身体測定	○授業参観
10月		○特別支援学校との交流		
11月		○ふれあいネット	○楽しい学校生活を送るために（いじめアンケート）	○青少年健全育成会
12月	○教職員による取り組み評価アンケートの実施と検証 ○いじめ・不登校対策全体会	○人権週間 ○情報モラル教室（全学年）	○教育相談（全学級）	○三者懇談会（希望制） ○学校評価アンケート
1月			○身体測定	○桜林教育を考える会
2月		○6年生を送る会	○楽しい学校生活を送るために（いじめアンケート）	○感謝の会
3月	○基本方針の見直し		○教育相談	
通年	○いじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○桜林集会における講話 ○道徳教育・人権教育・交流学习の充実 ○公開授業の実施	○日常生活の観察 ○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動 ○地域行事への参加